

お知らせ



企画グループ

広げよう！太陽光発電！
平成22年度
広野町住宅用新エネルギーシステム設置費補助のご案内

広野町では、地球温暖化防止の観点から太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム・太陽熱温水器システムをこれから設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

- ① 町内の住宅（店舗などの併用住宅を含む）にシステムを設置する方。または、町内のシステムつき住宅を購入する方
- ② 町税を滞納していない方
- ③ 以前に同一システムで補助金交付を受けていない方



- 補助金額
 - ◆ 太陽光発電システム
出力1kwあたり6万円
(最大4kwまで、上限が24万円)
 - ◆ 太陽熱高度利用システム
1台あたりの設置費用に100分の10を乗じた額(上限が6万円)
 - ◆ 太陽熱利用温水器システム
1台あたりの設置費用に100分の20を乗じた額(上限が3万円)
- ※なお、太陽光発電は国の補助金との併用も可能です。
- 申請について
システムの取り付けが決まったら、工事着工前に申請が必要です。申請に必要なもの
- ① システム設置費補助金交付申請書(※1)
- ② システムを設置する場所がわかる地図
- ③ 工事着手前の写真
(最低2枚 角度を変えて)

- ④ 見積書の写し
 - ⑤ システムのパンフレット
 - ⑥ 納税証明書(※2)
 - (※1・2につきましては、様式があります。ホームページよりダウンロード可能。)
- ☎ 総務課企画グループ
27-2114

福祉環境グループ

子ども手当 新規認定請求および 額改定請求

平成22年4月1日に施行されました「子ども手当」の新規認定請求書等の提出期間となっております。期間は平成22年4月1日から平成22年9月30日までです。子ども手当制度施行により、新規または額改定請求が必要な対象者の方(児童手当の所得制限により支給消滅した方、中学2・3年生の子どものを養育している方等)については、福祉環境グループから案内と請求書を郵送していただきます。また、書類の提出をされていない方は、お早めに提出するようお願いいたします。

また、子どもを養育して、認定請求書が届いていない方は、お手数ですが、福祉環境グループまで連絡してください。

平成22年3月分まで児童手当を受給されていた方については、児童手当から子ども手当へ自動的に

子ども手当現況届

切替われますので請求書等の提出は必要ありません。



花いっぱい運動を実施します

- ◆ 実施日時 平成22年7月3日(土) 小雨決行
※中止の場合7月4日(日) 順延
- ◆ 受付開始時間 午前8時30分～
- ◆ 植栽時間 午前9時～11時
- ◆ 実施場所 ニツ沼総合公園

花いっぱい運動は、まちを花で飾るだけでなく、身近な環境をきれいにし、美しく住みやすい町にするための運動です。町民の皆さんの参加をよろしくお願ひします。

■お問い合わせ 企画グループ ☎27-2114

町県民税前納報奨金 制度の廃止

平成22年度から町県民税の前納報奨金制度が廃止となります。この制度は、町県民税が給与や年金から天引きされる特別徴収者には適用がなく、前期分を一括納付できる方に限られるため、納税者の公平性に欠けるなどの理由により廃止するものです。ご理解のほどお願いします。

☎ 27-4160

各種功労者知事表彰を 小松 眞前町長が受賞



福島県は5月2日、各種功労者知事表彰の受賞者65人、3団体を発表しました。広野町から小松眞前町長が地方自治の分野で選ばれました。表彰は納税や文化、交通安全など19分野で功績を残した個人、団体をたたえたものです。

小松眞前町長は、昭和54年4月に広野町議会議員に初当選し、以来平成13年12月までの間、6期22年の永きにわたり、豊かな経験と手腕を発揮され、広野町発展のために尽力されました。この間、議長、副議長の重職をはじめ、総務常任委員会委員長および議会運営委員会

委員長の要職につき、議会の円滑な運営と地方自治発展、住民福祉の向上に多大な貢献をされました。また、平成13年12月から4年間、広野町長としてアカデミー福島の入入やパークゴルフ場の整備など広野町のさらなる振興と発展のため尽力されました。さらに、双葉地方広域市町村圏組合管理者や同組合議会議長などを務め、双葉地方の振興にも尽くされました。

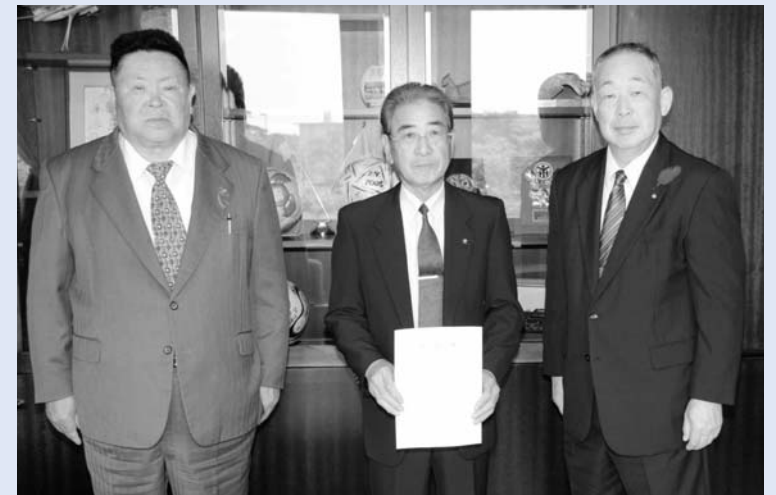
誠にありがとうございます。



大和田さんが農業委員に

役場町長室で5月21日、広野町農業委員会委員に対して選任書の交付が行われました。

委員に選任された方は大和田宏一さんで、双葉地方農業共済組合長からの推薦により選任されました。



左から、松本会長、大和田委員、町長